

## 障害福祉サービス等に係るQ & A（補足給付関係）

（平成19年6月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）

### 障害福祉サービス等に係るQ & A（補足給付関係）の送付について

Q 平成19年4月より補足給付の支給限度額が撤廃され、最大58,000円／月を支給できることとなったが、月が31日であるがゆえに実費算定額が58,000円を超える場合は、58,000円／月を超える額を支給してもよいか。

A 差し支えない。

補足給付額58,000円／月の者（生活保護受給者等）で、実費算定額が、食費1,578円／日・光熱水費330円／日であるケースについて、月が31日ある場合は、補足給付額1,908円×31日＝59,148円となる

以 上